

令和6年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 令和6年12月20日（金）
14時00分～15時30分
場所： 鎌倉市福祉センター2階
第1、2会議室

議事次第

1 開会

2 議題

- (1)（仮称）鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）の策定について
(2)その他

委員出欠（五十音順）

選出団体等	氏 名	出欠
鎌倉市保育会	飯野 幸江	
鎌倉市立中学校長会	池田 吉伸	
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	石川 敦子	
市民委員	井筒 みゆき	
連合神奈川三浦半島地域連合	内田 和彰	
市民委員	上村 公亮	欠
鎌倉市立小学校長会	河合 幸子	
学識経験者	小泉 裕子	
鎌倉市 PTA 連絡協議会	高野 奈穂	
七里が浜楓幼稚園（認定こども園）	高橋 栄	欠
鎌倉市社会福祉協議会	田中 良一	
かまくら子育て支援グループ懇談会	中原 文恵	
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	仲本 美夢音	
かまくら福祉・教育ネット	堀越 真紀	
学識経験者	松原 康雄	
きみのまま保育園	水谷 貴子	
鎌倉市民生委員児童委員協議会	村上 史	
鎌倉私立幼稚園協会	森 研四郎	
鎌倉保健福祉事務所	山岡 明美	欠

小泉会長

これより令和6年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。会議を始める前に、本日の委員のご出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

こども支援課担当課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。こどもみらい部次長兼こども支援課担当課長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、上村委員、高橋委員、山岡委員からご欠席のご連絡をいただいております。現在1名の委員の方が、まだお越しいただいておりますが、委員19名中現在15名のご出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。（後ほど1名参加し、19名中16名の出席）

また、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席していることをご報告いたします。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。

小泉会長

次第に沿って進めてまいります。

最初に事務局から会議の運営について、留意点があればご説明をお願いいたします。

事務局

事務局から、「発言時の注意事項について」「会議の公開について」「傍聴者について」の3点について、ご説明をいたします。

まず、発言時の注意事項についてです。会場にご出席いただいている皆様におかれましては、本日マイクをご準備しております。発言の際は挙手をしていただき、会長よりご指名をいただいた委員にマイクをお持ちしますので、スイッチを入れてからご発言をいただきますようお願いいたします。

次に、会議の公開等についてです。当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条に基づき、会長が公開することが適当でないと認めた時以外は公開としており、会議録も後日公開する予定としております。

最後に、傍聴についてご報告いたします。本日の会議について傍聴者を一般公募したところ、お2人の方から傍聴の希望がありました。

事務局からの報告は以上です。会議の公開と傍聴者の方の入室について、会長からご確認をお願いいたします。

小泉会長

本日の会議は公開でよろしいでしょうか。

<了承>

それでは、傍聴者の入室をお願いいたします。

<傍聴者入室>

小泉会長

これより、令和6年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議を始めます。

まず、傍聴の方をお願いいたします。事前に配布しております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へ」という資料をご確認いただき、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

資料の確認をいたします。

事前に配布いたしました資料は、次第、資料1及び資料2です。さらに机上には次第の差替えと、追加資料1及び2を配布いたしております。資料の確認は以上となります。

小泉会長

よろしければ議題に入りたいと思います。

まず、議題(1)(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)」の策定について、内容をご説明いたします。まず、本日の流れをご説明いたします。第4章までの内容について、前回会議後の主な修正箇所等を中心に、こども支援課からご説明いたします。その後、令和6年12月13日に開催された青少年問題協議会にて、本計画についてのご意見の内容について、追加資料1をもとに青少年課からご説明いたします。そして、第5章について、具体的な数値が入りましたので、本日配布の追加資料2をもとにご説明いたします。

では、資料2をご覧ください。現時点における内容を「素案」として整理したものです。前回10月28日に開催した子ども・子育て会議以降の主な修正箇所についてご説明いたします。

24ページ及び25ページをご覧ください。⑥いじめ認知件数の推移、⑦不登校児童・生徒数の推移について、令和5年度の数値が公表されたため、データを追加しています。

次に53ページをご覧ください。基本的な考え方の基本理念の部分です。一番下の段落の「なお、こども基本法において」の部分において、本計画における「こども」という表記の考え方について記載を追加しました。なお、前回会議にてご意見をいただいた「障がい」の「がい」の表記については、「障害福祉課」のような固有名詞のものを除き、本計画においてはひらがなに修正いたしました。

次に58ページをご覧ください。基本理念の実現に向けて施策を実施していくための原則として、「こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する」「こども・若者が自分らしく幸せに成長できる」「こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える」の3点を定めました。

次に60ページの体系図をご覧ください。主要施策案では27項目ありましたが、前回案としてお示しめした各施策の内容を記載する作業を通して、重複する内容等を整理し、

主要施策として18項目を記載いたしました。

体系における観点ごとに変更点をご説明いたします。「1 ライフステージに共通した取組を推進します」では、主要施策案では12の施策としておりましたが、今回は8つの施策を掲げています。案の段階では、「こども家庭センターによる支援」という部分を設けておりましたが、母子保健を含む子育てに関する相談や子育て支援センターの運営などを通じたそれぞれの課題に対する施策という形で、60ページの1の(4)(5)(7)などに含めました。また、「食育の推進」については、家庭などのそれぞれの分野における施策という形で、2のア(1)(2)、2のイ(1)、3の(2)などに含めました。

「児童虐待防止対策の推進」及び「ヤングケアラーへの支援」については、こども大綱における国の考え方を踏まえ、1の(7)の通りとしました。

「こどもの安全性の確保」及び「こどもの生活環境の整備」については、安心・安全という同じ観点のもと施策を行う点を踏まえ、1の(8)のとおりとしました。

次に、「2 ライフステージ別取組を推進します」について、「ア こどもの誕生前から幼児期まで」については、主要施策案では3つの施策としておりましたが、今回の案では2つの施策としています。

「保育環境の充実」及び「幼保連携を視野に入れた幼児期教育の充実」について、教育にとどまらない育ちの確保という観点から、2のア(2)のとおりとしました。

「イ 学童期・思春期」については、主要施策案では4つの施策案としておりましたが、今回は2つの施策としています。「放課後環境の整備」及び「こどもの遊びや学びの場の整備」について、ライフステージに共通した取組としてとらえる観点から、1の(2)や(3)に含めることとしました。

「ウ 青年期」については、主要施策案では2つの施策としておりましたが、今回は1つの施策としています。「就学・就労支援の充実」について、市における実施施策を整理したところ、相談が中心となることから、1の(5)や2のウ(1)に含める形としました。

次に「3 子育て当事者への支援の取組を推進します」については、主要施策案では8つの施策としておりましたが、今回は5つの施策としています。「地域の担い手となる若者の育成」については、地域における子育て支援を進めるための1つの施策としてとらえ、今回、3の(3)に含めております。

「男女がともに支えあう仕組みづくり」及び「子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり」については、ともに子育てと仕事の両立という観点に沿って施策を進めることから、3の(4)のとおりといたしました。第4章までの内容についての説明は以上です。

青少年課長

青少年課から追加資料1に基づき説明いたします。令和6年12月13日に開催した青少年問題協議会において、鎌倉市こども計画（素案）の第1章から第4章までの計画案について、ご意見をいただきましたので、その内容をご報告いたします。追加資料1をご覧ください。いくつかのご意見を抜粋してご紹介いたします。

計画全体に対する2つ目、「こども・若者が仲間や地域社会と共に生き、育つ、「守られる（支援される側）」から「守る（支援する）側」へ成長していくというイメージを計画で伝えてはどうか」というご意見等をいただきました。

また、第4章の「1 ライフステージに共通した取組を推進します」の裏面、主要施策（2）「多様な遊びや体験及び交流の機会づくり」で、「古都鎌倉の環境を生かして鎌倉の伝統や文化に触れられるような体験、交流の機会を進めてほしい」というご意見をいただきました。

主要施策（3）「こどもまんなかの居場所づくり」では、「こども・若者の悩みが深刻化する前に、気軽に相談でき、悩みに寄り添ってもらえるような居場所が大切である」というご意見をいただきました。

第4章の「2 ライフステージ別取組を推進します」の主要施策（1）「資質・能力の育成に向けた学校教育の充実」と、「3 子育て当事者への支援の取組を推進します」の主要施策（4）「子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり」の両方に関連する事項として、「男女ともに育児休業が取りやすい環境が整ってきたことはよい方向だが、今後、取りたい人が取れるという基本的な環境整備については課題感がある」などのご意見をいただきました。

青少年問題協議会でいただいたご意見についての説明は以上となります。

小泉会長

ありがとうございました。

ご質問、確認事項等があれば、挙手をお願いいたします。

堀越委員

前回お願いした障害の「害」の字をひらがな表記にすることに関して、対応していただきありがとうございました。漢字表記とひらがな表記が混在する理由についてもご説明いただきましたが、一見して疑問に感じる方もいると思いますので、「国の法令等に基づく制度や固有名詞等は従来のままの表記にします」というような説明を入れると、よりわかりやすいと思います。

事務局

障害の「害」の字に関しては、今回の計画内での記載方法について説明する形をとっています。ご意見にありましたような説明も記載したいと思います。

今後の他の計画に関して、また順次対応することになります。

障害福祉課長

市としての考えも改めて整理して、追ってお示いたしますのでご了承ください。

仲本委員

57 ページに、「障害」の漢字が使われていますが、誤字でしょうか。

事務局

条例の引用文ですので、漢字表記としています。

仲本委員

わかりました。

田中委員

9 ページの計画の位置づけに、「第4次鎌倉市総合計画（策定中）」という表記がありますが、53 ページの計画の基本的な考え方の上から4 段落目では、「本計画でも、引き続き、これまでの計画の理念、方向性を引き継ぐとともに、第3次鎌倉市総合計画の理念を踏まえ」という文章があります。両者の整合性がとれていないと感じます。第4次鎌倉市総合計画は策定中で令和8年度からになり、こども計画は令和7年度からということで、1年のずれがあつて難しい部分があると思いますが、イメージとしては、第4次鎌倉市総合計画を意識した書き方ができるとよいと思います。いかがでしょうか。総合計画の担当課同士で整合性についての調整が図られているのであれば結構ですが、確認させていただきました。

こども支援課担当課長

ご指摘とおりの状況で、企画課と調整をしております。ご指摘の部分は、この計画の基本理念を定める上で、現状の第3次鎌倉市総合計画を引き継いでいるということです。現在は、この部分も第4次鎌倉市総合計画策定が進行中ですので、現状のものを引用する形で整理しています。

考え方としては、第4次鎌倉市総合計画の理念的な部分で、今回、基本目標で定めている内容は、考え方の基本になる部分の調整を行いながら進めています。こちらの計画が先行することも承知の上で、それぞれが進めているという現状です。

松原委員

青少年問題協議会に出席していませんので、コミュニケーション上の考え方を理解できていないので、質問いたします。

追加資料1について、「守られる側」「守る側」という表現がありますが、53 ページでは、「ともに育つ」という表現があります。「守る」「守られる」という二分法でとらえるのではなく、子どもも我々を育ててくれ、障がいの有無や性別に関わらず、互いに相互に貢献し合うことを確認したいと思います。そのようにしないと、客体化されてしまうと思いますので、主体的な権利保障だということを確認していただきたいと思います。計画の文章は修正する必要はありませんので、よろしくお願いいたします。

協議会の際には、私の指摘のような趣旨で議論が展開されていたかもしれませんが、文章になると伝わりにくいと感じます。趣旨としては、その前の「仲間、地域社会と共に生き育つ」という部分が強調されていたのかもしれませんが。

青少年課長

ご指摘にきちんと回答できるのかわかりませんが、ご説明いたします。青少年問題協議会の中では、「共に生き育つ」ということもイメージしながら、共通認識として、議論が進められていたと思います。「守られる側」から「守る側」という表現で二極に分けるということではなく、そこに至るまでの成長する過程をこのように表現するご意見がありました。これは、こども大綱で、こどもたちの意見表明と社会参画が車の両輪と言われているような、社会参画の次世代の観点をとらえ、「守られる側」から「守る側」への成長の計画ということだと思います。

松原委員

理解したいと思います。社会参画の多様性があり、様々な形があるのだと思います。

小泉会長

他にご意見等はございませんか。

では、第5章について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第5章について、説明いたします。追加資料2をご覧ください。ここでは、ニーズ量調査の結果などから、今後5年間にどれだけの利用ニーズがあり、そのニーズの量を毎年度どれだけ確保していくのかという内容になります。事前資料には数値が入っておりませんでしたが、本日はすべての数値を入れ、追加資料2をもとに次期計画における変更点2点をご説明いたします。

追加資料2の1ページをご覧ください。計画策定にあたっては、各事業の提供区域を設定する必要があります。これまでは「教育・保育事業を提供する区域」を、行政区域の鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄の5行政区域で、地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童クラブ（放課後かまくらっ子）を小学校の学区にあわせた16の区域とし、その他は市内全域を1区域として設定してきました。本計画の策定にあたり、改めて区域設定について検討を行った結果、「教育・保育事業を提供する区域」について、「行政区域を跨いだ教育・保育事業の利用が増加していること」及び「待機児童解消を全市的な最優先課題としてとらえ、柔軟な対応を行う必要があること」などの理由から、行政区域ごとの設定ではなく、市内全域を1区域とする設定としたいと考えております。ただし、施設整備等の確保方策の実施にあたっては、地域間のバランスに十分配慮しながら行うこといたします。なお、放課後かまくらっ子については、引き続き小学校区ごとの区域設定とするほか、その他の事業についても引き続き市内全域を1区域として設定します。

追加資料2の17ページをご覧ください。前回もご説明いたしましたが、児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正により、新たに、この事業に位置付けられたものがあり、見込み量や確保方策をお示ししております。（16）から（21）までの事業がこれに該当します。なお、これらの新規事業を含め、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のいずれについても、計画期間最終年度となる令和11年度については量の見込みに対する確保方策が充足するようなものとして、本計画を策定しております。

第5章についての説明は以上です。

小泉会長

事務局からの説明に対して、ご意見やご質問はございますか。

松原委員

20ページの「こどもだれでも通園制度」では、スペースと人員の確保が必要だと思います。スペースに関しては、定員の空きと関連があると思いますが、人員に関しては、そのときだけ人を増やすということもできませんので、新たな仕組みを考えなければいけないと思います。具体的な展望はあるのでしょうか。

保育課長

「こどもだれでも通園制度」は、保育所や幼稚園に通っていない子どもが、特に保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で保育所を利用することができるという制度です。0歳児から2歳児クラスの子どもの対象に、令和8年度から新たに実施されるということで、現在、国で検討が進んでいます。

ご指摘の保育士の確保については、ようやく国の検討会の中で、保育士資格や他の資格を有する必要があるのかということが明らかになってきていますので、現時点で市としての具体的な展望はありません。今後、国の方針が明確になった段階で、市としての展望を出していきたいと考えております。

松原委員

国が適切な時期に具体的な数値を出してくれない可能性もありますので、ご苦労されることになると思います。できるだけ応援したいと考えておりますので、対応をよろしくお願いいたします。

小泉会長

令和8年4月からの開始となるのですか。

保育課長

令和8年4月1日からの本格実施となっています。

松原委員

先行実施をする予定はありますか。

保育課長

先行実施をする予定は、いまのところありません。令和8年4月1日に合わせて事業を開始したいと考えております。

小泉会長

先行実施をしている自治体はあるのですか。

保育課長

現在、神奈川県内で試行している自治体は、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市です。令和7年度については、この中に横須賀市が加わると聞いております。

小泉会長

他に確認したい点等はございませんか。新規事業について、具体的なイメージが湧かない場合も、ご質問していただいて結構です。

仲本委員

新規事業について、「児童」という表現がみられますが、具体的に何歳から何歳までを対象としているのですか。

こども家庭相談課長

産後ケア事業他、いくつかの新規の事業がありますが、ほとんどの事業でこども家庭相談課が絡んでおります。

19の児童育成支援拠点事業については、国のガイドラインで「小学生」ということで、学齢期の方を想定しています。

親子関係形成事業については、小学2年生までを対象にしています。プログラムによっては、「第1子の4か月から2歳未満」というものもありますが、総称して「児童」という文言を使用しております。親子関係の部分も、説明は国のガイドラインから引用しております。改正児童福祉法で示されたガイドラインに基づき、手探りで進めておりますので、市のオリジナルというよりは、国のガイドラインに沿った形で進めていきたいと考えています。

仲本委員

どのようにアクセスすれば、新規事業がわかるのかということは、今後、お示しいただけるということですか。

こども家庭相談課長

どの事業も、既に手探りながら実施しています。ただ、児童育成支援拠点事業については、要保護児童支援事業ということで、要体協支援の中で使う施設になりますので、ホームページ上で公開しない予定です。

親子関係形成支援事業については、この名称で事業を募集すると、堅苦しく感じられ、若い親御さんの参加が望めませんので、少し柔らかい印象の別の名称で紹介しています。親子関係形成支援事業という名称で、ホームページやチラシで周知することは考えておりません。

仲本委員

このような事業を知らない親御さんが多いと思います。悩みをもった段階で、どこに相談すればよいのかというアクセスの方法を、市がわかりやすく提示してくださるとよいと、常々感じています。簡単にアクセスできる方法をご検討ください。

小泉会長

ホームページに関して、何か紹介することはありますか。

発達支援室長

ただいま、こどもみらい部内で、部内横断プロジェクトということで、ホームページの改修と地図の整備を行っております。地図については、令和6年度中に既存の「かまくらわがまちマップ」に、こどもの特設ページを追加する予定で準備を進めております。

また、現在のホームページに関しては、使いにくいというご意見を数多くいただいておりますので、まず、各課での表現を統一することを進めております。令和7年度に、市が見せたいものではなく、市民の皆さんがアクセスしたいことをわかりやすくお示しできるように、改修を進めていきたいと考えておりますので、しばらくお待ちください。

仲本委員

どこに相談すればよいのかわからないということも含めて、市のホームページは深く入り込まないとわからないように思います。どこを検索すればよいのかわからないという声をよく聞きます。アクセス先が明確になっているとよいと思います。

発達支援室長

ご指摘のとおりだと思います。「お金のこと」「居場所のこと」「相談のこと」が大きなことだと思いますので、入口を整備するとともに、年齢別に相談先を明確にして、お住いの地域別で整備したいと考えております。

小泉会長

居住地によってアクセスする場所が異なりますので、そのようなことも考えていただけるとよいと思います。

他市のホームページ等も参考にして比較をされていますか。

発達支援室長

他市のホームページも参考にしております。例えば、静岡県浜松市、大阪府豊中市の事例を参考にしています。

また、感覚的には、パソコンを開いて調べるというよりも、スマートフォンから手軽に検索できるようなものをめざしています。

仲本委員

悩んでいるときには、なかなか体も動かず、市役所にも行けないような状況ですので、スマートフォンで調べることができるとありがたいと思います。

井筒委員

ホームページの改修が進められていて、ありがたいと感じています。ただ、悩んでいるときに、市に相談する窓口があることさえ知らない方も多くおられます。「相談したいから、ここにアクセスする」ということを示すことも大切ですが、多くの方が集まる場所で悩みを引き出していくような仕組みを作っていただけるとありがたいと思います。

小泉会長

鎌倉市でも特色のある子育て支援をしていると思いますが、具体的にご説明していただける課は、どちらでしょうか。

こども家庭相談課長

直接、子育て世帯の多く方のご相談を受けている課は、こども家庭相談課です。4月から母子保健と一諸になりました。昨日も電話で、「2歳のこどもがおむつを脱いでしまい、床に排せつしてしまうのだが、どうしたらよいのか」というご相談がありました。また、「学校に通学しているこどもの動きが激しく、親が疲れてしまった」という悩みの相談もお聞きました。電話でヒアリングや傾聴をしながら、よろしければ第6分庁舎でも、ゆっくりとご相談を受けていること、匿名でも大丈夫なこと等をご案内しています。

迷うことがあれば、こども家庭相談課にご連絡いただけると、0歳児から学齢期までの相談に対応しております。

小泉会長

飯野委員、いかがですか。子育てに関して悩んでいる方の一番身近な相談窓口は、おそらく保育所、幼稚園、小規模保育所だと思います。

飯野委員

皆さんの悩みは多いと感じておりますが、鎌倉市の施策がどんどん進んでいることは、現場で実感しています。「きらきら」という冊子は、以前はどのように配られているのかわかりませんでしたが、現在は、入園すると各園にその冊子が届き、直に保護者の方に届く仕組みが整っています。常にその冊子があるので、悩んだときに、その冊子のページを開くと、どこに相談すればよいのかが一目でわかるようになっています。ただ、園に通っていない0、1、2歳児のこどもの保護者は、そのような相談先があることをご存じありません。ですから、「だれでも通園制度」が有効になるのだと思います。この制度を実行することはとても大変だと思いますが、これからの時代、整えていく必要があるのだと思っております。

現在、試みで、幼稚園2園、保育園2園に「地域子育て相談機関」ができています。園の前に、ゾウさんのマークが貼ってあります。その園には、保育園を利用していない地域の方が、駆け込みで相談できるということです。時間指定はありますが、こどものお母さん、お父さん、また、おじいちゃん、おばあちゃんも相談可能だということです。この制度をご存じでない方も多いので周知して、今後、こども家庭相談課で周知を進め、鎌倉市内の幼稚園、保育園がそのような機関になればよいと思います。

小泉会長

ありがとうございました。
水谷委員、いかがですか。

水谷委員

「こどもだれでも通園制度」に関しては、まだイメージが湧かない状態です。令和8年度から、0歳児から2歳児に対応すると、国は言っています。

私どもの小規模保育所で一時保育をしていない理由は、毎日の積み重ねで、こどもがだんだん親御さんと離れている間も、保育士を信じて、安心できる環境を整えているという思いがあるからです。

「こどもだれでも」ということはよくわかるのですが、「こどもどこでも」ではないと考えています。こどもは、だれでも大人が保育すべきだと思いますが、どこでもできることではないと思います。毎日の積み重ねで可能になる保育の大切さというものを身に染みめていますので、なかなかイメージが湧かないのだと思います。

小泉会長

ありがとうございました。

森委員、いかがですか。子育て支援における地域の役割等、子育てに悩んでいる保護者の相談窓口としても実績があると思いますが、いかがですか。

森委員

園の窓口は常には開いていますが、地域の知り合い等の関係性などもあるので、匿名可としないと、園や保育所に相談に行くことはハードルが高いと思います。「いつでもどうぞ」と謳うことは簡単ですが、実際に相談に行かれる方は少ないのではないのでしょうか。

ただ、市に相談に行く方は多く、丁寧に対応していただいているという声は、保護者からよく聞きます。そのよう面では、市は自信をもってもよいと思います。

ただし、ホームページは評判が悪いようです。こどもに関すること以外でも、なかなか調べたいことに行きあたりません。おそらく、市の業務が多岐に渡っており、市が窓口になっている事柄が多過ぎて、取捨選択することが難しいのだと思います。その部分がうまく整理できればよいと思います。また、スマートフォンからのアクセスを想定したスタイルにすることも重要です。そのようなことがうまく整備できれば、市としてのポイントになると思います。

小泉会長

ありがとうございました。

いろいろな子育て支援の窓口がありますが、地域でも、公的な施設ではなくても、子育て経験者が相談にのる窓口もあります。外のパイプになる役割ができるとよいと思います。

中原委員

子育てには心配事は尽きないと思いますが、その心配を大きくとらえ過ぎず、心配し過ぎないような視点で支援をしていただけるとよいと思います。例えば、「何か困り事がありますか」と聞くことも大切ですが、親子が気軽に集まることができる居場所を整えることが大切です。そこに専門家がいなくても、先輩の母親と話をすることで、長い目でこどもの成長をとらえることができるようになると思います。

子育て支援センターもそのような場所だと思います。そこでは、細かく年齢層を設定するのではなく、ゆるやかな縦のつながりがもてるとよいと思います。

私のこどもも、言葉の発達に関して、幼稚園で指摘をされて、「発表会等に備え、言葉の発達の教室に行きますか」という話もいただきましたが、周囲が「話せない部分もかわいい」というような視点をもつ余裕がある子育てができればよいと思いました。

小泉会長

うなずいている方が多くおられました。悩みだけでなく、どのような受け止め方をするのかということが大切だと思います。お互いに安心を与え合えるような交流ができる居場所があるとよいということです。

鎌倉市の窓口が今後、どのように機能していくのかは、今後の課題だと思います。まずは、ホームページの整備に取り組んでいただきたいと思います。

生活福祉課長

生活福祉課では、主に、生活困窮の方の相談にのっていますので、経済的に困りの方には、こちらの窓口をご紹介します。

ここで、子育てサロンの紹介をしていただきたいと思います。気軽に相談できる場所に関するご意見がありましたが、大きな悩みでなければ、なかなか相談に出向くことは難しく、何かの機会に悩みを聞いてほしいという思いがあるのだと思います。主任児童委員が地域で運営している子育てサロンが、それに当たると思います。「鎌倉メディスポット」で検索していただくと、「鎌倉子育てメディアスポット」が出て、市内で行われているイベントやサロンが出ると思います。そこに、子育てサロンがあり、気軽に参加できることがわかります。そこには、先輩の母親やいろいろな年齢層のこどもがいっぱい、ニーズに答えることができると思いますので、ご利用いただきたいと思います。

村上委員

子育てサロンはいろいろな方に利用していただいています。0歳から未就学児としていた時期もありますが、現在は、0歳児から未就園児の方を対象に、月に1度開催しています。最近では、早い時期から保育園等にこどもを預ける方が多いので、地域内でこどもを集めようとしても、なかなか難しい状況です。鎌倉市のLINEを使い、市全体にこのような取組をしていることをお知らせすると、とても遠くの地区から人が集まってきます。

母さん方の悩みを聞いてみると、特に大変な悩みはなく、支援者や先輩のお母さんに話すことで解消するような小さな悩みがほとんどだと感じています。

ただ、月に一度しかないということと、場所の確保等が、今後の課題だと思います。

また、お母さん方の保健師に対する信頼は大変厚いので、私ども支援者が「大丈夫」と言うことと、保健師が「大丈夫」と言うことの重さの違いを感じています。同じように、幼稚園の先生に「大丈夫」と言われれば、大きな安心感が得られると思います。

小泉会長

子育ての当事者の方が聞いたら安心するようなご意見をいただき、ありがとうございます。

声をあげることは大切だと思います。この会議で、いろいろな支援が行われていることも知ることができました。そのようなことが周知されるとよいと思います。

窓口としての保育所、幼稚園、小規模保育所の役割は、ますます大きくなりますが、地区でたくさんの方が子育てに関わっておられ、支援をしているという実態は、鎌倉市らしいと感じます。「懇談会グループ」は、鎌倉市独特の活動で、大変優れた活動だと思います。そのようなものが、さらに浸透していくとよいと思います。

第4章、第5章に関して、ご意見等があればお願いいたします。

仲本委員

今、議論されていることは、相談する力がある親御さんたちの話だと思います。虐待をするような親御さんは、内に向いていて、どこにも相談せず、閉じこもっている場合もあると思います。そのような親御さんを見つけていく事業というのは、養育支援訪問事業に含まれるのでしょうか。

こども家庭相談課長

確かに、こどもに健診や予防接種を受けさせていないご家庭もあります。そのような方には、保健師が電話でお誘いしたり、手紙を出したりしています。場合によっては家庭訪問をしますが、それが養育支援訪問事業に当たります。いきなり家庭訪問するのではなく、妊娠期の母子手帳の交付の際に、1時間程度、助産師の母子保健コーディネーターが面談をし、その際に、心配だと思われる方に、保健師や相談員が家庭訪問等でこまめな連絡をとっています。経済的な問題やシングルの方、DVから逃げてきた方等は、その時点から支援を始め、無事に出産できるように支援を続けます。その後の養育については、家事支援や母親の就労希望があれば、保育園の入園をお勧めしています。

また、医療機関からも心配な妊婦さんやご家庭について私どもに連絡が入りますので、その時点から、医療機関と保健師、相談員で連携をして、お母さんを支えていく形になります。ホームページで「このような事業があります」とお知らせするというよりも、「予防接種等の届け出はあっても、健診の補助券を使った形跡がない」というようなことも細かく確認して、心配なご家庭には個別に対応しております。相談機関に出向いてもらえなくても、できる限り、私どもが家庭訪問したり、一緒に病院に行ったりして支援するということです。

仲本委員

「わたしども」とは、市の職員ということですか。

こども家庭相談課長

鎌倉市の会計年度任用職員の母子保健コーディネーターが出向く場合もありますし、正規職員の保健師が出向く場合もあります。経済的な困窮ということであれば、生活保護のケースワーカーにも同行していただく場合もあります。個別に保護者の状況に応じた支援をしています。

仲本委員

母親だけでなく、父親にもアプローチできるとよいと思いますが、難しいでしょうか。

こども家庭相談課長

最近では、育児に参加される父親も増えており、父子手帳の交付を望む方もおられます。父親だけで集まる教室も、オンラインや対面で開催しています。父親にも対しても支援は届いていると考えております。

仲本委員

ありがとうございました。

村上委員

子育てサロンについて、私どもは素人ですが、明るい家庭をつくるためにどのようにしたらよいのか、いろいろ考えています。やはり、お母さんがニコニコとしていれば、こどもも機嫌よく、父親もニコニコするのではないかと考え、2回、3回に1回は、お母さん向けのヨガやストレッチ等を組み入れ、保護者のストレスや不安を取り除くようにしてい

ます。

こどもに対するイベント中にも、少し気になるお母さんがいれば、おつなぎするようにしています。

ヨガやストレッチは、母親を想定して組み入れています。父親も参加して取り組んでおられます。子育てサロンとは別に、父親だけのグループもあります。そこには、こどもに関する文句ばかりを言っている方もおられますし、こどもがかわいいと言っている方もおられると聞きました。

小泉会長

現在、父子手帳の交付は、何%ぐらいですか。

こども家庭相談課長

父子手帳自体は県が交付しており、市は HP 等でその周知を行っているため、正しい数字を持ち合わせておりませんが、それほど多くありません。ただ、若いお父さんを中心に、育児教室の参加や、お父さんだけでこどもを連れてきて、授乳室でミルクを与えたり、おむつを替えたりすることもあります。父親同士が子連れで遊びに来られることもあります。若い父親の育児参加が進んでいるという印象を受けます。

小泉会長

ありがとうございました。

若いお父さんだけに限定されているようにも感じますが、父親の子育てへの意識の向上は、父子手帳の交付でますます進むと思います。

本日は、子育ての実態や問題等について議論が進みましたが、計画の素案についてご承認いただけますか。

<異議なし>

小泉会長

(2) その他として、事務局から何かあればお願いいたします。

事務局

前回の会議にてご承認をいただきました「鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について」という議題について、委員の皆様からご意見をいただいておりますので、その内容について、改めて施設側へ確認をいたしました。この場で、ご報告をさせていただきます。

「広町で活動する際、がけ崩れが危険性の一つとして考えられる」というご指摘をいただきました。施設としても、そのようなご認識はされているということを確認いたしました。また「安全対策・防災マニュアル」及び「避難訓練実施記録書」を改めて受領し、それにより5月31日に広町、9月9日に海で、それぞれ避難訓練を実施したことを確認いたしました。

なお、本事業における対象施設については、毎年、認定時に確認した条件に変更がないかということで、書面による確認を行っておりますが、今回、ご指摘を受けたことも踏ま

え、今後、実施予定の今年度の確認にあたっては、災害時に関する対応について、改めて対策をお聞きし、こどもの安全・安心の確保に向けた指導を行ってまいります。

小泉会長

改めてご確認していただきました。

この報告について、ご意見等があればお願いいたします。

<意見なし>

では、その他に関しても承認いただきました。

事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局

今後のスケジュールについてご説明いたします。第4章「各施策における主な事業」の内容や、第6章「計画の推進」として計画の推進体制や進行管理、個別事業の点検・評価、情報公開等を追加しています。資料として、鎌倉市子ども・子育て会議条例や子ども・子育て会議条例の施行規則、会議委員名簿等を追加し、パブリックコメントに備えてできるだけ早く作成します。皆様には送付させていただきますので、書面でご意見をいただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントの実施後に、パブリックコメントの概要とそれに対する市の考え方について、整理し、皆さまにお示しいたしますので、書面でご意見をいただきたいと考えております。

2度の書面によるご意見を踏まえ、今年度第4回目の対面による子ども・子育て会議は3月末に開催し、次期計画の確定版についてのご報告等を行いたいと考えております。

小泉会長

本日、予定していた議事はすべて終了いたしました。

進行を事務局にお返しいたします。

こども支援課担当課長

本日は貴重なご意見をたまわり、ありがとうございました。

以上で、令和6年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議を閉会いたします。

今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。